

第15号

定価1年間300円
組合員の購読料は
組合費に含む



発行 檜山教職員組合

〒043-0056 江差町字陣屋町 86-1
Tel. 0139(52)0858 FAX (52)1490
発行責任者 石橋英敏
E-mail: hiyamakyoso@proof.ocn.ne.jp

賃金の後退をくいとめ、勤務条件で少しの前進

りです。答は別表の通
めました。回
ある回答を求
教育長に誠意
ついて立川宏
③休暇制度に
形労働時間制
算の課題①公宅・駐車場料②超勤・変



冒頭、全道から寄せられた「賃金署名」(黄色の署名)二二〇五筆(内檜山教組一一一筆)を提出し、道理と教育条理をもって、賃金の交渉課題である①道独自削減の即時中止②「給与制度の総合的見直し」の撤回③寒冷地手当に関する級地見直しの撤回④現給保障の継続、道高教組は、定員教育予算の課題①公宅・駐車場料②超勤・変



一月二十八日(水)、道高教組とともに、道教組から西野委員長、新保副委員長、梶木書記長、中山書記次長、内藤執行委員、全石狩札幌教組の小西副委員長、佐々木書記長、空知教組の関屋書記長、全上川教組の犬上副委員長が交渉に臨み

高橋道政の公務員賃金削減の中

最終賃金・定員教育予算交渉が終わる

交渉課題	道教委の最終回答	補足・解説
①道独自削減の即時中止	・これまで回答したとおり。 ・年度内の削減率の圧縮については、計画の範囲内(上限2.9%)で、話し合っている。	・2015(平成27)年度も2.9%で実施する。 ・年度途中の圧縮については、11月の賃金交渉で話し合う。
②「給与制度の総合的見直し」の撤回	・人事委員会勧告を尊重し、適切に対処してまいる。 ・単身赴任手当については、加算額の引き上げについて人事委員会と協議していく。	・勧告どおり、給料表を4月から平均2%引き下げる。3年間経過措置あり。(新現給保障) ・単身赴任手当加算額の引き上げは、道独自の方法を人事委員会と協議。
③寒冷地級地	檜山は見直しなし。	
④現給保障継続について	・平成27年度から3年間、激減緩和措置を講じ、29年度末をもって廃止する。 ※旧現給保障(55歳の現給保障)	・平成27年度は現行どおり支給。平成28・29年度については、それぞれ経過措置額の1/3、2/3の額を段階的に減額支給。
(1)超勤問題の認識と「変形労働時間制」	○1月20日に開催した「時間外勤務等縮減推進会議」の議論をもとに、「変形労働時間制」の対象業務や具体の取組について年度内を目途に検討してまいる。	●①祭典行事等の巡視業務について、変形労働時間制の対象として検討(朝の交通安全指導は現行でも可)②時間外勤務時間数と業務内容の記録化の方法を検討。
(2)休暇制度	○不妊治療に係る休暇の取扱いは、不妊治療に関し、医師から医療行為を受ける場合や、医師の指示に基づき自宅で療養する場合は、病気休暇の対象とする。平成27年度から実施してまいりたい。	●特別休暇の新設を求めたが、それだと「年5日」などの制限が発生する。しかし、今回のように、不妊治療の病休扱いが可能になると、柔軟に対応されることになる。

二七年度は、実質新たな減給はない

二七年度は、残念ながら、独自削減撤回と安倍政権の目玉である公務員2%削減の「給与制度の総合的見直し」は、くい止められなかったものの、交渉の中で三年間経過措置(新たな現給保障)の回答と、今まで継続されてきた五五歳以上の現給保障の継続の回答がありました。この新旧二つの現給保障により、実質新たな減給はなくなりました。しかし、次年度はまた新たな闘いが予想されます。

勤務条件で三つの前進

超勤問題では、二つの前進がありました。①時間外勤務時間数と業務内容の記録化の方法を検討②変形労働時間制の業務拡大の検討です。

また、休暇制度も前進がありました。③「不妊治療」が病休扱いとして可能になることです。

この三つの前進は、あきらめず、何度も何度も要求し、高教組とともに、ようやく前進してきたことです。檜山の義務教育の服務は町教委ですが、やがて道教委の服務と同様の扱いが期待されます。



声を届ける交渉団

笑いあり、涙あり…養護教員部学習会



一二月六日
(土)、悪天候の中、檜山教育会館3Fで、養護部学習会が開催しました。今年度は三

月に退職の養護教諭歴四〇年のお二人、菅野志津子先生と太田滋子先生の講話を行いました。
養護教員部の屋台骨を背負ってきた二人の講話は、笑いあり、涙あり、そして、子どもの発達成長に寄り添っ

た内容で、公表を博しました。野口真弓養護教員部部長から、報告が寄せられていますので、紹介します。



講師を囲む養護教員部

養護教員部学習会

本部会館に着くと長谷川さんが駐車場の雪かきを終え、部屋も暖かくしてくれていて大助かりでした。更に手作りケーキの差し入れがあり、参加者はテンションも上がりおいしく頂きました。

今年度は3月に退職される養護教諭歴40年のお二人、菅野志津子先生と太田滋子先生の講話会を行いました。



太田養護教諭

『私は組合加入は遅かったよ!』といわれ『エッほんと?』。存在感の大きい太田先生。一緒に夏学行って、京都先斗町や浅井家『江』の郷を巡り歩いたのは忘れません。組合系列(?)のサークル部長も長年続け、超多忙な生活を送っても勉強し続ける素晴らしい先輩です。

檜山養護教員部先駆者と言っても過言でない菅野先生。若くして道教組部長を努め全国を走り回っていた先生…確か私が滝沢小、菅野先生が滝沢中にいた頃に何かの集まりを終え、夕方戻ってきて学校の玄関から入っていく先生の姿を何故か鮮明に覚えています。その頃体調もあまり良くなかったように思いますが、パワーの凄さにビックリした私は、何とか後ろを追いかけたいと思ったのです。



菅野養護教諭

余談ですが、学習会終了後、車を飛ばし函館へ繰り出しました。激励会と称し、食事&お泊まり会を開催しました。元町近くのイタリアンカフェ(そこへ向かうタクシーの中で、運良く打ち上げられた花火を見て歓声が)でディナー。降り出した雪の中、30分近くかけて歩き、点灯したイルミネーションの前で記念撮影、癒されました。

野口記



多忙化解消 学習会 感想(一部)

○忙しい、忙しいという毎日、健康も気になるところですが、忙しさの視点をちょっと変えることができた気がします。もう一度、職場の忙しさを見つめ直し、できることを考えてみようと思います。

○できること、できそうなことが色々あるということがわかりました。資料が多くても参考にになりました。早速学校評価に書いてみようかな?うちの職場、危ないラインで働いている先生方、多いなあ。若いから体力は大丈夫ですが、精神的に心配。

○多忙化解消は、勤務時間の把握から始める。ことから思いました。教職員は、日本でも世界でも一番労働時間が最も長い。このことを少しでも軽減させることはまったくありません。身の回りから、同じ職場から、病気で倒れる人や過労死に至る人を絶対に出してはダメです。今日学習したことを職場の環境改善に一步踏み出す機会にしたいと考えます。

○北海道教育委員会や町教委は、学校に対して労安法の内容などをきちんと周知させていない。学校が忙しくなることばかりおろして。私たちもきちんと学習しなければならぬ。今日はそのきっかけとなる日です。

○杉本先生から具体的な事例をお聞きし、改めて自分の職場や働き方について考える機会になりました。そして、これまで自分自身や周りの人たちも年齢若さや熱意に任せ働き方で、ポロポロになってしまったなあと後悔しています。人間関係作りを大切に、今日学んだことの1つでもできるようにしたいと思いました。参加して良かったです。

○メンタルヘルスマッチングのパンフレットをもらったり、早く帰れるようにと言われても、全ては理想で自分が頑張るしかない。子どものためにも仕事を積んでストレスに感じないためにもがまんしかないと思っていたが、労安法を通して、子どもたちのために、自分の身体と心に配慮することが一番大事だと言ったことを確認できました。そのために、自分ができること、要求していかなければならぬということが少し具体的に覚えてきたように思います。

○「いろんな問題 多忙、予算がないから我慢」というのは結局解決するのは無理なのかな」と半ばあきらめの気持ちだった面が歪めないのですが、解決の道筋があるんだと思いました。ただ、もう一度、勉強の場がないとまだ自分の中で未消化な感じです。

○日頃から休日の部活動や平日の部活動が終わってからの業務に勤務時間について何なの?と疑問になっていましたが、労安法で学校が変わる例から、檜山の地でも是非取り組むべき事であると痛感しました。職場の人間関係を大切にしながら、人間らしく働きたいと強く思いました。労安法がそのきっかけになるんですね。本日はお話、大変ありがとうございました。